ご契約に関わる重要事項

中部電力ミライズ株式会社

枠内に「特に重要な事項」を記載しておりますので，必ずご確認ください。

1　電気料金メニューについて

お客さまがご加入を希望される，または現在ご加入されている電気料金メニューは，こちらからご確認ください。

2　ご契約の申込み，成立および契約期間について

（１）　お客さまが新たに需給契約をご希望される場合は，あらかじめ当社が別途定める基本契約要綱（低圧）（以下，「基本契約要綱」といいます），適用を希望される個別要綱および中部電力パワーグリッド株式会社または配電事業者（以下，あわせて「一般送配電事業者等」といいます）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下，「託送約款等」といいます）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ，契約種別，適用を希望される個別要綱，使用開始希望日等必要事項を明らかにして，当社所定の様式によってお申込みをしていただきます。

（２）　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

（３）　契約期間は，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日が属する年度（４月１日から翌年の３月３１日までの期間をいいます）の末日までといたします。また，ポイントプラン，おとくプラン，とくとくプラン，スマートライフプラン for スマート・エアーズ，ビジとくプランについては，料金適用開始の日が属する年度の翌年度の末日までといたします。なお，暮らしサポートセット，for AP プランおよび for 保存食ローリングストックプランについては，適用を受ける電気料金メニューによります。

（４）　契約期間満了に先だって，お客さまと当社の双方が，需給契約の廃止または変更について申入れを行わない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。また，ポイントプラン，おとくプラン，とくとくプラン，スマートライフプラン for スマート・エアーズ，ビジとくプランについては，契約期間満了後も２年ごとに同一条件で継続されるものといたします。なお，暮らしサポートセット，for AP プランおよび for 保存食ローリングストックプランについては，適用を受ける電気料金メニューによります。

（５）　for AP プランの契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。また，適用期間は，当社がお知らせする適用開始日から１年間といたします。ただし，お客さまからお申し出のない限り，for AP プランの適用期間も１年ごとに同一条件で継続するものといたします。

（６）　for 保存食ローリングストックプランの契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。また，適用期間は，当社がお知らせする適用開始日から１年後の日が属する月の検針日の前日までの間といたします。ただし，お客さまからお申し出のない限り，for 保存食ローリングストックプランの適用期間も１年ごとに同一条件で継続するものといたします。

3　供給開始予定日について

原則として，次のいずれかに該当する日を供給開始予定日といたします。

（１）他社から小売電気事業者を切替えるお客さまの場合は，お申込みいただいた日の当月，翌月または，翌々月の検針日といたします。

（２）現在ご契約中の電気料金メニューをご変更されるお客さまの場合は，お申込みいただいた日以降，最初に到来する検針日またはその次に到来する検針日といたします。

（３）（１），（２）以外のお客さまの場合は，当社へお申し出いただいた供給開始希望日といたします。

4　ご請求金額の計算方法等について

（１）　月々の電気料金は，契約電流，契約容量もしくは契約電力によって決まる「基本料金」と，使用電力量に応じて決まる「電力量料金（燃料費調整額を含む）」の合計に，再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

＜計算方法＞各種単価等は税込単価を用いて計算いたします。

○ポイントプラン，おとくプラン，とくとくプラン，スマートライフプラン，スマートライフプラン for スマート・エアーズ，昼とくプラン，３時間帯別電灯，時間帯別電灯，ピークシフト電灯の場合

電気料金[注1]＝基本料金＋電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額（燃料費調整単価×使用電力量）―口座振替初回引落とし割引額＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量―各種割引額[注2]

注１）最低月額料金を適用する場合の計算方法は，最低月額料金―口座振替初回引落とし割引額＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量といたします。

注２）電気料金メニューがおとくプラン，とくとくプランの場合は，おとく割引額，３時間帯別電灯かつ全電化需要の特別措置の適用を受けている場合は，全電化住宅割引額となります。

○ビジとくプラン，低圧季節別時間帯別電力，低圧高利用契約および融雪用電力[注3]の場合

電気料金＝基本料金×1.05（力率割増）または 0.95（力率割引）＋電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額（燃料費調整単価×使用電力量）＋再生可能エネルギー発電

促進賦課金単価×使用電力量―各種割引額[注4]

注３）電気料金メニューが融雪用電力の場合は，１年間の基本料金の合計が，最低保証料金（契約使用期間の最初の３か月までの基本料金の３か月分とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

注４）電気料金メニューがビジとくプランの場合は，ビジとく割引額，低圧高利用契約の場合は，口座振替初回引落とし割引額，低圧蓄熱調整契約の適用を受ける場合は，蓄熱割引額（（電力量料金単価－割引基準単価）×蓄熱電力量）といたします。

○低圧深夜電力[注5]，第２深夜電力，わくわくホット（沸増型電気温水器契約），防霜用プランの場合

電気料金＝基本料金＋電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額（燃料費調整単価×使用電力量）＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

注５）電気料金メニューが低圧深夜電力Ａの場合の計算方法は，月額料金±燃料費調整単価＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

○付帯サービスを適用する場合

【暮らしサポートセット】

適用する電気料金メニューの基本料金または最低月額料金と「サービス料金」の合計金額を基本料金として算定いたします。

【for AP プラン】

適用する電気料金メニューの基本料金または最低月額料金と「for AP プラン手数料」の合計金額を基本料金相当額として計算いたします。

【for 保存食ローリングストックプラン】

適用する電気料金メニューの電気料金に「for 保存食ローリングストックサービス料」を合算するものといたします。

※全く電気をお使いにならない場合（当月の使用電力量が０キロワット時の場合）の基本料金は，半額となります。ただし，サービス料金および for AP プラン手数料はこの限りではありません。なお，その場合，おとく割引額は０円といたします。

※CO_2 フリーメニューにご加入の場合の電力量料金単価は，CO_2 フリーオプション料金単価を加えた金額といたします。

（２）燃料費調整額とは，電気をつくるために必要な燃料（原油・LNG（液化天然ガス）・石炭）価格の，市場や為替等の外部要因による変動を電気料金に反映するための調整額です。

基本契約要綱にもとづく以下の電気料金メニューは，燃料費調整単価における上限単価の設定はございません。このため，市場等の状況により，上限単価の設定がある特定小売供給約款にもとづく契約や他の小売電気事業者の電気料金メニューと比較し，燃料費調整単価が大きくなる可能性がございます。

また，電気料金に適用する燃料費調整単価やその算定に用いる平均燃料価格，これまでの燃料費調整単価の推移は，こちらからご確認ください。

＜上限のない電気料金メニュー＞

ポイントプラン，おとくプラン，とくとくプラン，スマートライフプラン，スマートライフプラン for スマート・エアーズ，昼とくプラン，ビジとくプラン，暮らしサポートセット，for AP プラン，for 保存食ローリングストックプラン，３時間帯別電灯，時間帯別電灯，ピークシフト電灯，低圧高利用契約，低圧深夜電力Ａ・B，第２深夜電力，わくわくホット（沸増型電気温水器契約），低圧季節別時間帯別電力，防霜用プラン，融雪用電力

＜燃料費調整単価の算定方法＞

３か月間の平均燃料価格と基準単価から，以下のとおり算定いたします。

○プラス調整

平均燃料価格が 45,900 円（調整の基準となる燃料価格）を上回る場合

燃料費調整単価＝（平均燃料価格―45,900 円）× 0.233 円（基準単価）／1,000

○マイナス調整

平均燃料価格が 45,900 円（調整の基準となる燃料価格）を下回る場合

燃料費調整単価＝（45,900 円―平均燃料価格）×0.233 円（基準単価）／1,000

※平均燃料価格は，各平均燃料価格算定期間における，（Ａ） 平均原油価格（kl），（Ｂ）平均液化天然ガス価格（t），（Ｃ）平均石炭価格（t）により，以下のとおり算定いたします。

平均燃料価格＝A×α（0.0275）＋B×β（0.4792）＋C×γ（0.4275）
※基準単価とは，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の燃料費調整単価をいいます。

（３）再生可能エネルギー発電促進賦課金とは，再生可能エネルギーによって発電された電気について，国が定めた単価により購入し，電気事業者が購入に要した費用については，電気を利用する全てのお客さまに，賦課金として，使用電力量に応じご負担いただくものです。なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，地域間の負担の公平性を保つために国により地域間調整を行い，全国一律単価とされております。電気料金に適用する再生可能エネルギー発電促進賦課金は，こちらからご確認ください。

（４）料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間を１か月間とし，その間の使用電力量にもとづき計算した金額を請求させていただきます（新規のご契約時等で，やむをえず検針日に検針が行われなかった場合には，翌月まとめて請求させていただくことがあります）。また，お引っ越し等により，ご使用期間が１か月に満たない場合，日割計算を行います。ただし，for AP プラン手数料および for 保存食ローリングストックサービス料は，日割計算を行いません。

（５）お客さまが料金を支払期日（検針日の翌日から 30 日目）を経過してお支払いいただいた場合は，その経過日数に応じて年利 10%（1 日あたり約 0.03%）の延滞利息を，お支払いされた日以降の料金とあわせてご請求させていただきます。ただし，支払期日の翌日から 10 日目までにお支払いいただいた場合，延滞利息はいただきません。なお，for AP プラン手数料および for 保存食ローリングストックサービス料は，延滞利息の対象外といたします。

5　契約電流・容量・電力について

お申込みいただいた契約電流，契約主開閉器，契約負荷設備の内容をもとに，基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱にもとづき算定した容量といたします。

なお，契約負荷設備の内容をもとに，契約電流・容量・電力を決定する場合においては，お申込みの内容により，需給契約の成立および供給開始予定日までに契約電流・容量・電力の値をお知らせできない場合があります。この場合については，後日，お客さまの契約負荷設備の内容をもとに，基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱にもとづき算定した契約電流・容量・電力の値をお知らせいたします。

6　供給電圧および周波数について

供給電圧は，標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトといたします。周波数は，標準周波数 60 ヘルツ（一部地域は 50 ヘルツ）といたします。

7　工事費負担金等相当額の負担について

（１）当社が一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を工事費負担金等相当額として，原則として工事着手前にお客さまに負担していただきます。

（２）当社が一般送配電事業者等から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

8　お支払い方法について

料金については毎月，工事費負担金等相当額その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお，料金の支払いについては，原則次によります。

・クレジットカード支払　・口座振替支払　・電子決済　・振込用紙支払

※電子決済とは，お客さまにご登録いただいた携帯電話番号へショートメッセージサービス（以下，「SMS」といいます）を用いて，ご請求情報およびお支払い方法を通知し，お支払いいただく方法です。

※クレジットカード支払，口座振替支払，電子決済をご希望されないお客さまは，振込用紙支払となります。

※クレジットカード支払，口座振替支払，電子決済をご希望のお客さまで，クレジットカードでのお支払いが承認されない場合や振替ができない場合，お客さまの事情等により SMS を配信できない場合は，振込用紙でのお支払いに変更させていただくことがあります。

※ポイントプラン，おとくプラン，とくとくプラン，スマートライフプラン，スマートライフプラン for スマート・エアーズ，昼とくプラン，暮らしサポートセット，for AP プラン，for 保存食ローリングストックプラン，３時間帯別電灯，時間帯別電灯，ピークシフト電灯，低圧高利用契約にご加入の場合，カテエネポイントを料金のお支払いにご利用いただけます。

9　帳票発行手数料について

（ポイントプラン，おとくプラン，とくとくプラン，スマートライフプラン，スマートライフプラン for スマート・エアーズ，昼とくプラン，３時間帯別電灯，時間帯別電灯，ピークシフト電灯およびこれらの電気料金メニューで暮らしサポートセット，for AP プラン，for 保存食ローリングストックプランにご加入のお客さま，低圧高利用契約にご加入のお客さまが対象）

（１）当社は，次のいずれかに該当する場合には，原則として，各帳票の発行につき，（２）に定める帳票発行手数料を，お客さまに支払っていただきます。なお，帳票発行手数料は，帳票発行の対象となる料金とあわせて支払っていただきます。

ア　お客さまが，書面による請求書の発行を希望され，当社が請求書を発行した場合

イ　お客さまが，８に定める振込用紙支払を希望され，当社が振込用紙を発行した場合

（２）帳票発行手数料は，次のとおりといたします。

・（１）アの場合 100 円（税込）　　・（１）イの場合 220 円（税込）

１０　使用電力量の算定方法について

（１）使用電力量は，託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また，料金の算定期間の使用電力量は，30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間において合計した値といたします。なお，電力量料金に料金区分を有する場合，料金の算定期間における各料金区分ごとの使用電力量は，30 分ごとの使用電力量を，各料金区分ごとに，料金の算定期間において合計した値といたします。

（２）計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，お客さまとの協議によって定めます。

１１　ご契約の変更，解約，お申込みの撤回およびそれに係る料金について

（１）ご契約内容の変更をご希望される場合は，２（１）に定める新たに需給契約をご希望される場合に準じてお申込みをしていただきます。また，ご契約の解約，お申込みの撤回をご希望される場合は，当社所定の様式によりお申込みをしていただきます。

（２）お客さまが，契約電流，契約容量もしくは契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電流，契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の解約または変更の日に，料金をお客さまに精算していただきます。

（３）契約電流，契約容量もしくは契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとされるお客さまが，当該需要場所において廃止後も引き続き他の需給契約または需給契約以外の契約により電気の供給を受ける場合で，契約電流，契約容量もしくは契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで新たに施設した供給設備を撤去することが明らかになったときは，（２）に準じて料金を精算していただきます。

（４）（２）および（３）の場合で，当社が一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，工事費の精算に係る請求を受けた場合は，お客さまにその金額を工事費負担金等相当額として負担していただきます。

１２　当社からの申し出による契約の解約に関する事項について

（１）お客さまが，次のいずれかに該当する場合には，需給契約を解約することがあります。なお，この場合にはあらかじめその旨をお知らせいたします。

ア　料金を，支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

イ　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ウ　基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金等相当額その他基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱から生ずる金銭債務をいいます）を支払われない場合

エ　その他基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱に反した場合

（２）お客さまが次のいずれかに該当し，当社または一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，需給契約を解約することがあります。

ア　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

イ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ウ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

エ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき

オ　その他基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱に反した場合

（３）お客さまが，当社へ通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，需給契約を解約いたします。

１３　違約金および設備賠償金について

（１）お客さまが次のいずれかに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

ア　１２（２）イ～エに該当した場合

イ　スマートライフプラン for スマート・エアーズにご加入している場合で，全館空調システム「スマート・エアーズ」等が取り外されることにより適用条件に該当しないことが明らかになったとき

ウ　昼とくプランにご加入している場合で，昼間沸上げ型家庭用ヒートポンプ給湯器および定置用蓄電池を取り替えまたは取り外されること

や，電気自動車の使用を中止されることにより適用条件に該当しないことが明らかになったとき

エ　防霜用プラン，融雪用電力にご加入している場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき，または契約使用期間以外の期間または時間に電気を使用されたとき

（２）（１）の免れた金額は，適正な供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

（３）不正に使用した期間が確認できないときは，６か月以内で当社が決定した期間といたします。

（４）お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社または一般送配電事業者等の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について損害を賠償していただきます。

１４　解約手数料について

○for AP プランにご加入の方

Amazon プライムギフトコードまたは Amazon ギフトカードのギフトカード番号（以下，「ギフトカード番号」といいます）のお知らせ後，お客さまの希望で for AP プランの適用を廃止する場合，需給契約が廃止または解約された場合，需給契約の契約種別の変更により対象個別要綱が適用されなくなった場合により，for AP プランの適用を終了する場合は，Amazon プライムギフトコードまたはギフトカード番号のご利用の有無にかかわらず，原則として解約手数料を申し受けます。この場合の解約手数料は，適用終了日からあらかじめ定めた適用期間の末日までの残存期間の月数（1 月未満の端数は切り捨てます。以下，「残存月数」といいます）に 455 円（税込）を乗じた金額といたします。ただし，適用期間更新日の前に当社があらかじめ Amazon プライムギフトコードまたはギフトカード番号をお知らせした場合で，適用期間の更新を待たずに終了されるときの解約手数料は，残存月数に 12 を加えた値に 455 円（税込）を乗じた金額といたします。

○for 保存食ローリングストックプランにご加入の方

for 保存食ローリングストックプランの適用開始後，お客さまの希望で for 保存食ローリングストックプランの適用を廃止する場合，需給契約が廃止または解約された場合，需給契約の契約種別の変更により対象個別要綱が適用されなくなった場合により，for 保存食ローリングストックプランの適用を終了する場合は，原則として解約手数料を申し受けます。この場合の解約手数料は，残存月数に 480 円（税込）を乗じた金額といたします。

１５　需要場所への立ち入りによる業務の実施について

当社または一般送配電事業者等（当社または一般送配電事業者等が委託した業者を含みます）は，供給設備または計量器等需要場所内の電気工作物の設計，施工，改修または検査や，計量器の検針または計量値の確認等を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

１６　保安に対するお客さまの協力について

（１）次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には，一般送配電事業者等は，ただちに適当な処置をいたします。

ア　引込線，計量器等その需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

イ　お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

（２）お客さまが，一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは，その期間について，一般送配電事業者等は，（１）に準じて，適当な処置をいたします。

１７　信用情報の共有について

（ポイントプラン，おとくプラン，とくとくプラン，ビジとくプラン，スマートライフプラン，スマートライフプラン for スマート・エアーズ，昼とくプランおよびこれらの電気料金メニューで暮らしサポートセット，for AP プラン，for 保存食ローリングストックプランにご加入の方，防霜用プランおよび融雪用電力にご加入の方のみ対象）

お客さまが，基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱によって支払いを要することとなった料金その他の債務について，当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には，お客さまの氏名，住所，支払状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます）を他の小売電気事業者等へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。

１８　災害救助法が適用された場合等の特別措置について

（１）当社は，原則として災害発生日から１年以内に，災害救助法等（激甚災害も含みます）に指定された地域において，災害救助法等の公示日から６月後の月の末日までにお客さまからお申し出をいただいた場合，電気料金等の特別措置を適用いたします。なお，特別措置の適用に

際しては，原則として，り災証明書等を提出していただきます。

（２）災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，それぞれ１か月延長いたします。

（３）災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間に限り，基本料金※または最低月額料金から，料金の算定期間ごとに被災されたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数１日ごとに４％を割引いたします。
※低圧深夜電力Ａの場合，月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金それぞれから割引いたします。

（４）災害発生日が属する月から６月後の月の末日までに，被災された需要場所の再建等に係るお申込みをされた場合で，かつ，次のいずれかに該当するときは，工事費負担金等相当額を申し受けないものといたします。
・被災されたときから引き続きまったく電気を使用されず，需給契約を廃止された後，再建等のお申込みをされた場合で，新たな需給契約が被災されたときの契約容量等をこえない場合
・引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更のお申込みをされた場合で，かつ，その供給方法が被災されたときの供給方法と同一である場合（原則として１回に限ります）

（５）契約負荷設備の総容量にもとづいて契約容量・電力を決定する場合で，かつ，その契約負荷設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったときは，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間，その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。

１９　CO_2フリーメニューについて

（１）CO_2フリーメニュー個別要綱（低圧）にもとづく CO_2 フリーメニューは，当社が調達した化石電源を主体とする電気に，当社が相対取引によって，固定価格買取制度の対象とならない再生可能エネルギー電源から電気とあわせて調達した非化石証書の使用により環境価値を付加することで，実質的に再生可能エネルギー100%かつ CO_2 ゼロエミッションの電気を提供するプランです。

（２）CO_2フリーメニュー個別要綱（信州 Green でんき〔低圧〕）にもとづく CO_2 フリーメニューは，当社の相対取引先である長野県内の水力発電所（以下，あわせて「長野県内水力」といいます）で発電された電気に，当該電気に由来する非化石証書の使用により環境価値を付加することで，長野県産電気として再生可能エネルギー100%かつ CO_2 ゼロエミッションの電気を提供するプランです。お客さまのご希望に応じて，当該再生可能エネルギー・CO_2 ゼロエミッションの電気を 100%供給する全量プランと 50%供給するハーフプランをご選択いただけます。ただし，当社は，長野県内水力から電気および非化石証書を調達できなくなった場合，長野県内水力以外から調達した電気および長野県外の固定価格買取制度の対象とならない再生可能エネルギー電源から電気とあわせて調達した非化石証書を活用し，CO_2 フリーメニューを提供するものといたします。

（３）（１）・（２）における電源構成の計画値・実績値および非化石証書の使用状況の計画値・実績値はこちらでご確認いただけます。

（４）当社は，天災地変，戦争，法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由の発生により CO_2 フリーメニュー個別要綱（低圧）または CO_2 フリーメニュー個別要綱（信州 Green でんき〔低圧〕）（以下，あわせて「CO_2 フリーメニュー個別要綱」といいます）にもとづく契約の全部または一部の履行が困難となった場合は，その提供を中止する場合があります。なお，この場合には，当社は対象となるお客さまへその提供を中止する日を事前にお知らせいたします。また，当社は，これによりお客さまが受けた損害について，賠償の責めを負いません。

２０　その他

（１）当社は，お客さまがギフトカード番号を有効期間内にアマゾンジャパン合同会社のウェブサイトに登録していただけなかった場合や，アマゾンジャパン合同会社が Amazon プライム会員規約等，同社が規定する各種規約を変更した場合等，当社の責めとならない理由によりお客さまに不利益が生じた場合，当社はその責めを負いません。

（２）お客さまが，for 保存食ローリングストックプランのお申込みの際，同プランの特典として付帯する震度連動型地震諸費用保険の引受保険会社であるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社が規定する保険約款の告知義務に違反したことにより，保険金を受給できなかった場合や，for 保存食ローリングストックプランの特典として付帯する震度連動型地震諸費用保険の引受保険会社であるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社が，保険約款等，同社が規定する各種規定を変更した場合等，当社の責めとならない理由によりお客さまに不利益が生じた場合，当社はその責めを負いません。

（３）上記に記載のない事項については，基本契約要綱，お客さまが適用を受ける個別要綱，利用規約および託送約款等によります。なお，基本契約要綱，個別要綱および利用規約は，こちらからご確認いただけます。託送約款等については，一般送配電事業者等のホームページからご確認ください。

（４）お客さまがご契約を更新または変更する場合，当社は，更新または変更の前は，新たな契約期間または変更しようとする内容を，更新または変更の後は，新たな契約期間または変更した内容，需給契約が成立した日，供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を，電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます）等によりお客さまにお知らせいたします。

（５）当社は，民法第 548 条の４の規定にもとづき，基本契約要綱，お客さまが適用を受ける個別要綱および利用規約を変更する場合があります。この場合，当社は，変更前は変更しようとする内容を，変更後は変更した内容，需給契約が成立した日，供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を，電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。ただし，CO_2 フリーメニュー，for AP プランおよび for 保存食ローリングストックプランを変更する場合は，それぞれに定める方法によります。

（６）（４），（５）について，お客さまが希望されるときを除き，その他の事項のお知らせについては省略することがあります。

中部電力ミライズ株式会社
本店所在地：愛知県名古屋市東区東新町１番地
登録番号：A0270
お申込み・お申込みの撤回・ご契約の変更・ご契約の解約等に関するお問い合わせ電話番号および受付時間：こちらからご確認ください。
当社ホームページ URL　https://miraiz.chuden.co.jp/
WEB サービス「カテエネ」 https://katene.chuden.jp/
WEB サービス「ビジエネ」 https://bizene.chuden.jp/

●暮らしサポートセットに関するお問い合わせ
<お申込み・お申込みの撤回・ご契約の変更・ご契約の解約等に関するお問い合わせ>
◆中部電力ミライズ株式会社　0120-002-758（受付時間　9:00～17:00（土曜，日曜，祝日を除く））
<サービスのご利用に関するお問い合わせ（ご契約の方向け）>
◆e-暮らし株式会社コールセンター　0120-668-539
（駆け付けサービス受付時間　24 時間・365 日受付対応　左記以外のお問い合わせ等受付時間　9:00～17:40（土曜，日曜，祝日を除く））

●for AP プランに関するお問い合わせ
<お申込み・お申込みの撤回・ご契約の変更・ご契約の解約等に関するお問い合わせ>
◆中部電力ミライズ株式会社　0120-933-348（受付時間　月曜～金曜　9:00～20:00　土曜　9:00～17:00（日曜，祝日を除く））
WEB からのお問い合わせ：こちらからお問い合わせいただけます。

※暮らしサポートセットおよび for 保存食ローリングストックプランのサービス内容については，当社ホームページ掲載のサービス利用規約をご確認ください。なお，サービス利用規約は，こちらからご確認いただけます。

（2025 年 7 月 1 日改訂）